

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
浄化槽法第7条の2第3項	浄化槽設置後の水質検査についての措置命令	給排水課

浄化槽管理者が、正当な理由がなくて、浄化槽法第7条第1項の水質検査を受け
るべき旨の勧告に係る措置をとらなかったときには、期間を定めて、その勧告に係
る措置をとるべきことを命ずることがある。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申
し出てください。